

68 類

石、プラスター、セメント、石綿、
雲母その他これらに類する材料の製品

炭素繊維、研磨紙、研磨板紙、
コンクリート製の軌道用まくら木



セメント

炭素繊維

68 類

石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品

重要な部・類の注

《第 68 類 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品の注の規定》

【注】

1 この類には、次の物品を含まない。

(ij) 第 91 類の物品（例えば、時計及び時計のケース）

(k) 第 94 類の物品（例えば、家具、ランプその他の照明器具及びプレハブ建築物）

(l) 第 95 類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）

出題例

【問題】 次のうち第 68 類に分類されるものはどれか。

- ①岩石
- ②炭素繊維
- ③がい子

68 類

石、プラスター、セメント、石綿、
雲母その他これらに類する材料の製品

解答

【問題】 次のうち第 68 類に分類されるものはどれか。

- ① 岩石
- ② 炭素繊維
- ③ がい子

【解答】 ②

① 岩石は、第 25 類（塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント）に分類される（第 63 類注 1 (a) 参照）。

③ がい子は、第 85 類（電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品）に分類される（第 63 類注 1 (g) 参照）。

69 類

陶磁製品

セラミック製の機械の部分品、
有名な芸術家が作成した陶磁器の皿



陶磁器

陶磁製品

重要な部・類の注

《第 69 類 陶磁製品の注の規定》

【注】

2 この類には、次の物品を含まない。

- (c) 第 71 類の物品（例えば、身辺用模造細貨類）
- (g) 義歯（第 90.21 項参照）
- (h) 第 91 類の物品（例えば、時計及び時計のケース）
- (ij) 第 94 類の物品（例えば、家具、ランプその他の照明器具及びプレハブ建築物）
- (k) 第 95 類の物品（例えば、がん具、遊戯用具及び運動用具）
- (l) 第 96.06 項の物品（例えば、ボタン）及び第 96.14 項の物品（例えば、喫煙用パイプ）
- (m) 第 97 類の物品（例えば、美術品）

出題例

【問題】 次のうち第 69 類に分類されるものはどれか。

- ①有名な芸術家が作成した陶磁器の皿
- ②美術品とされる陶磁器の皿
- ③公園で使用される陶磁製の腰掛

陶磁製品

解答

【問題】 次のうち第 69 類に分類されるものはどれか。

- ①有名な芸術家が作成した陶磁器の皿
- ②美術品とされる陶磁器の皿
- ③公園で使用される陶磁製の腰掛

【解答】 ①

②美術品とされる陶磁器の皿は、第 97 類（美術品、収集品及びこつとう）に分類される（第 69 類注 2 (m) 参照）。

③公園で使用される陶磁製の腰掛は、第 95 類（がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品）に分類される（第 69 類注 2 (k) 参照）。

70 類

ガラス及びその製品

ガラス繊維、自動車用の強化ガラス、
ガラス繊維製のマット

ガラス瓶



自動車用の
強化ガラス

グラス

70 類

ガラス及びその製品

重要な部・類の注

《第 70 類 ガラス及びその製品の注の規定》

【注】

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 第 32.07 項の物品（例えば、ほうろう及びうわぐすり並びにガラスフリットその他のガラスで紛状、粒状又はフレーク状のもの）
 - (b) 第 71 類の物品（例えば、身辺用模造細貨類）
 - (c) 第 85.44 項の光ファイバーケーブル、がい子（第 85.46 項参照）及び第 85.47 項の電気絶縁用物品
 - (f) 第 90 類の光ファイバー、光学的に研磨した光学用品、皮下注射器、義眼、温度計、気圧計、浮きばかりその他の物品
 - (g) 第 94.05 項の照明器具、イルミネーションデザイン、発行ネームプレートその他これらに類す物品（光源を据え付けたものに限る。）及びこれらの部分品
 - (h) 第 95 類のがん具、遊戯用具、運動用具、クリスマスツリー用装飾品その他の物品（仕掛けを有しないガラス製の眼で第 95 類の人形その他の物品に使用するものを除く。）
 - (ij) 第 96 類のボタン、魔法瓶、香水用噴霧器その他の物品
- 5 この表においてガラスには、石英ガラスを含む。

70 類

ガラス及びその製品

出題例

【問題】

関税率表においてガラスには、第 70 類の注の規定により石英ガラスを含むこととされている。

【問題】

第 70 類の類注において、光ファイバーは、第 70 類（ガラス及びその製品）に含むものとされている。

【問題】

第 70 類の類注において、義眼は、第 70 類には含まないこととされている。

70 類

ガラス及びその製品

解答

【問題】

関税率表においてガラスには、第 70 類の注の規定により石英ガラスを含むこととされている。

【解答】 正しい。

関税率表においてガラスには、二酸化けい素から出来ている石英ガラスも含まれる（第 70 類注 5）。

【問題】

第 70 類の類注において、光ファイバーは、第 70 類（ガラス及びその製品）に含むものとされている。

【解答】 誤り。

第 70 類注 1 (f) により、光ファイバーは、第 70 類に含まれず、第 90 類に含まれる。

【問題】

第 70 類の類注において、義眼は、第 70 類には含まないこととされている。

【解答】 正しい。

義眼は、第 90 類（第 90.21 項）に分類される（第 70 類注 1 (f)）。